

## ○大阪府障害者施策推進協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府障害者施策推進協議会条例(昭和46年大阪府条例第3号)(以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、大阪府障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(部会)

第2条 条例第6条の規定に基づき、協議会に次の表の左欄に掲げる部会を設置し、それぞれ同表の右欄に定める事項について、調査審議する。

部会	調査審議する事項
差別解消部会	大阪府における障がい者を理由とする差別の解消に関する事項
第4次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会	第4次大阪府障がい者計画の見直しに向け、障がい者を取り巻く課題や今後の取組方向等に関する事項
手話言語条例検討部会	手話言語条例の方向性や手話の普及に向けた取組に関する事項

(会議録)

第3条 会長又は部会長は、それぞれ会議録を調製し、会議の日時及び場所、出席委員の氏名、議事の要領その他必要と認める事項を記載しなければならない。

(庶務)

第4条 協議会及び部会の庶務は、福祉部において行う。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会又は部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ会長又は部会長が定める。

附則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。